特定非営利活動法人アンチいじめ蝶間アカデミー 設立趣旨書

- ① 我が国における小学生・中学生(以下「小中生」という。)の間におけるいわゆる「いじめ」に関する問題は周知の通り社会問題化し、場合によっては小中生の自殺の引き金となっているケースも見受けられるなど深刻な状況にある。
- ② このような状況に対して、誰もがいじめをしない、いじめをさせない、またいじめがあった場合でもこれを放置することなく関係者全員でこれを解決するような社会が望ましい姿である。
- ③ このような状況にあって、特定非営利活動法人アンチいじめ蝶間アカデミーは、いじめはなくならないという観点から小中生がスポーツ・武道を通していじめられない体力・気力を養い、また心理療法専門家とともに「いじめ抑止力プログラム」を作成し、メンタル面でのサポートをおこない、いじめにあわない、いじめない、いじめを看過しない小中生を育成していくことが設立の趣旨である。さらに、このプログラムを全国に普及啓発することによって、小中生の健全な発育に資することを当面の目的とする。
- ④ ・事業としては、小中生を対象にした半年会員制テニス教室を1クラス月2回から4回のペースで実施。その中で、保護者を加えた座学も実施していく。
 - ・平成26年度は1会場で試行し、順次拡大実施する。
 - ・コーチ陣は、テニス指導者とともに、テニスを愛好する教師経験者、カウンセラー、 医師、弁護士等多様な陣容を揃える。
 - ・コーディネーショントレーニング・武道を活用しながら、テニス(スポーツ)と 心理学、社会学、医学を融合させて、子どもたちの健全な発育を目指す。
 - こうした活動を繰り返しながら、"いじめ抑止カプログラム"を作り上げて、全国に 展開していく。
 - "いじめ抑止カプログラム"を実施する指導者のためのセミナーを実施し、"いじめ抑止カプログラム"トレーナー認定制度を立ち上げていく。
- ⑤ この法人の事業運営には、各専門家を含むボランティアの参加が不可欠であり、その 活動を促進することを目的として、特定非営利活動法人として設立するものでありま す。

平成26年 5月 日

設立代表者

住所 神奈川県茅ケ崎市中海岸3丁目5番71号

氏名 蝶間林 利男 印